

子ども・子育て支援新制度の実施に伴い
整備する条例（骨子案）への意見募集について

【意見募集期間】

平成26年12月1日（月）～12月22日（月）

練馬区

1 意見募集の趣旨

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月からスタートする予定です。

新制度では、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正され、放課後児童健全育成事業（練馬区で実施している学童クラブ事業等）の対象者が「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」へ拡大されました。また、事業の設備および運営の基準について、国の基準を踏まえ、条例で定めることとされました。

そこで、現在、練馬区において、条例の制定および改正について準備を進めています。

この度、それぞれの条例の骨子案がまとまりましたので、区民の皆様からのご意見を募集いたします。

2 意見を募集する条例（骨子案）

(1) 練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例（骨子案）…別紙1

児童福祉法が一部改正され、事業の対象者が「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」へと拡大されることを受け、条例の改正を行います。

(2) （仮称）練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例（骨子案）…別紙2

新制度では、放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準を条例で定めることとされました。その主な内容について、国が示す基準と練馬区の現状および練馬区の考え方を別紙2にまとめています。別紙2に記載のないその他の項目は、国が示す基準（別紙3）のとおりとします。

【条例制定に当たっての基本的な考え方】

条例の制定に当たっては、厚生労働省令において、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」が示されており（下表参照）、区ではこの区分に従うことを基本とします。

基準の区分	定 義
従うべき基準	当該基準と異なる内容を定めることは認められないが、その基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるもの
参酌すべき基準	当該基準を十分参照した上であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されるもの

※ (1)の改正の内容および(2)の基準の内容については、条例で定めることを基本としていますが、その細目については、規則等に委任する場合があります。

3 条例の根拠・基準となる法令

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- (3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）…別紙3

4 施行期日

平成27年4月1日（予定）

5 募集期間等

- (1) 募集期間
平成26年12月1日（月）～12月22日（月）
- (2) 周知方法
図書館、区民情報ひろば（区役所西庁舎1階）、子育て支援課（区役所本庁舎10階）、
区ホームページで周知
- (3) 提出方法
①住所、②氏名（ふりがな）、③電話番号、④条例の骨子案に対するご意見を明記し、
上記期間内必着で郵送、ファクスまたは電子メールで下記提出先へお送りください（様式は自由です）。

【提出先】〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

練馬区教育委員会事務局 こども家庭部

子育て支援課 子ども育成係

ファクス 03-5984-1220

電子メール kosodate03@city.nerima.tokyo.jp

- (4) 意見の公表

いただいたご意見は、内容ごとに整理・分類した上、ホームページ等で公表します。
なお、個々のご意見に対して、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

6 今後のスケジュール

平成26年12月	区民意見反映制度による意見募集の実施
平成27年2月	条例案を平成27年第一回練馬区議会定例会に提出予定
平成27年4月	新制度の開始、条例施行予定